

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア川越新宿店

埼玉県川越市新宿町六丁目二十七番五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 公害苦情が発生した場合には適切に対応すること。

・ 出入口部における安全対策を講じること。

・ 武蔵野小学校、新宿小学校、城南中学校の通学路付近となるので、特に荷さばき車両の搬入の際は、児童・生徒の登下校の安全に十分に留意すること。

・ 交通整理員を配置し、交通事故防止に十分配慮すること。

・ 防犯上の配慮について、駐車場や店舗の周りに児童生徒の溜まり場になりやすい場所ができないよう、外灯の設置や警備員の巡回及び声掛けなどに留意すること。

・ 店舗内における犯罪防止に努めること。

二 縦覧期間

平成二十六年十二月九日から平成二十七年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター